

# 出雲市芸術文化元気はつらつ活動支援金

## 募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している「市民による芸術文化活動」に元気を取り戻し、市民が生きる活力や楽しみを感じられるよう、入場者数を制限するなど感染予防対策を行ったうえで開催される有料の芸術文化公演に対して支援を行います。

### **1 支援対象者(申請者)**

市内に活動拠点を有する芸術文化団体（芸術文化公演や練習等を主に市内で行っていることにより判断します）。

なお、営利団体は対象となりません。

### **2 支援対象事業**

令和3年12月31日(金)までに、支援対象者(申請者)又はその構成員自らが出演する芸術文化公演事業で、次の要件を全て満たしているもの

- (1) 音楽、演劇、バレエ、舞踏、パフォーマンス、伝統芸能、大衆芸能など通常舞台上で行われるものであること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ対策を講じており、市民が安心してイベントに参加できる環境を整えていること。
- (3) 市民に周知され、鑑賞の機会等が提供されていること。
- (4) 市内のホール等芸術文化公演を行うための設備を有する屋内施設(通常時の最大収容人数が100人未満の施設及びコミュニティセンターなどは除く。)において、入場料等を徴収して行われていること。
- (5) 以下の事業に該当しないこと。
  - ア 令和3年度に出雲市から補助金の交付決定を受けている(見込含む)事業や市の委託事業
  - イ 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
  - ウ 会員等、来場者を限定した事業
  - エ 無観客又は動画撮影のみ行う事業
  - オ 展示、研修会、式典、講演会、学校行事、部活動等

### 3 支援金額

会場の本来の最大収容人数に応じ、次の算定方法により算定した額を上限として支援します。ただし、同一の支援対象者が同じ日に同じ施設で複数回の公演を行う場合は1公演とみなします。

本来の収容人数(人)	支援金額(円)	施設(例)
1000～	160,000	出雲市民会館
500～999	80,000	平田文化館、うらら館、斐川文化会館、スサノオホール 朱鷺会館大ホール
300～499	60,000	ビッグハート白のホール
100～299	40,000	アクティーひかわ、ライブハウスアポロ 等

※金額は上限額です。

※通常時の最大収容人数が100人未満の施設やコミュニティセンター、体育館などは除きます。

### 4 申請の手続き

#### (1) 申請受付期間

令和3年4月1日(木)から令和3年12月28日(火)まで

#### (2) 申請書類

以下の申請書類を各1部提出してください。

ア 支援金交付申請書(押印は不要です)

イ 団体名簿

ウ 補足資料(プログラムやチラシなどの支援対象事業の内容が分かるもの。申請時に準備できない場合は実績報告の際に提出してください。)

#### (3) 申請受付方法

電子メール、郵送、持参などにより提出してください。

#### (4) 申請回数の上限

同一団体からの申請は5回を限度とします。

#### (5) 申請書の提出先

出雲市役所文化スポーツ課  
〒693-8530 出雲市今市町 70 番地  
Eメール [bunka-sports@city.izumo.shimane.jp](mailto:bunka-sports@city.izumo.shimane.jp)

### 5 申請上の注意

以下のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 支援対象事業が要件に該当しなくなると認められるとき。

- (4) 支援対象事業に不正な行為があると認められるとき。
- (5) 申請者に不正な行為があると認められるとき。
- (6) 支援金を支援対象事業以外の用途に使用したとき。
- (7) 市が定める期間内に募集要項に定める必要書類及びその他の必要な資料を提出しないとき。
- (8) その他支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は要綱に基づく命令に違反したとき。

## **6 事業報告の手続き**

支援対象事業終了後30日以内に以下の書類を、文化スポーツ課まで郵送、電子メール、持参などにより提出してください。

- (1) 支援事業等実績報告書(押印は不要です)
- (2) 支援金等支払請求書(押印は不要です)
- (3) 事業実施状況が確認できる書類

- ア 新型コロナ感染予防対策の実施状況が確認できる資料(写真等)
- イ 公演の実施状況が確認できる写真
- ウ チラシ、パンフレット、ホームページのスクリーンショット等
- エ チケット(コピー可)
- オ 領収書(コピー可)

## **7 支援金の支払い**

支援金は実績報告後に金額を確定し、速やかに指定の口座へ振込みます。

## **8 その他**

- (1) 提出書類は、市条例等に基づく情報公開請求があった場合には非公開情報を除き公開の対象となります。
- (2) 申請後、決定を受けた事業内容について変更が必要となった場合又は支援事業を中止しようとする場合は、速やかに文化スポーツ課へご連絡ください。

## **9 問い合わせ先**

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市市民文化部文化スポーツ課 電話:0853-21-6514 / FAX:0853-21-6517
--

手続きの流れ

